



やさしい信託のはなし

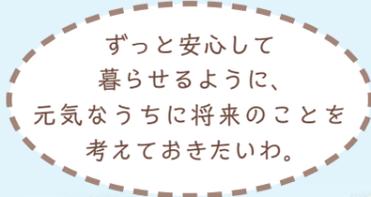
くらしの中の信託



一般社団法人

信託協会

「信託」と聞いて、自分には馴染みがないものだと思いませんか？
実は、あなたのくらしのさまざまなシーンに、たくさんの人に笑顔を届け、
社会を豊かにする「信託」が関わっているかもしれません。



登場人物



信託銀行



はじめに：信託ってなに？ 3

第1章 信託のしくみを教えて！ 5

信託のキホン 5

- ・信託の三角形 5
- ・信託の目的 6
- ・信託の機能 7
- ・信託を利用するメリット 8

信託の担い手 9

- ・銀行と信託銀行の違い 9
- ・信託に関する業務を行っている会社など 10
- ・信託法と信託業法 11
- ・受託者責任 11

第2章 どんな信託商品があるの？ 13

ライフステージと信託商品 13

- ・ライフステージと資産に対する考え方 13
- ・「ためる」「ふやす」ための制度など 16
- ・「まもる・いかす」「つなぐ・ゆずる」ための信託商品 19
- ・その他の信託商品 25
- ・信託クイズに挑戦！ 26

第3章 信託商品を契約するには？ 27

金融商品を契約する前に 27

- ・金融商品を契約する流れ 27
- ・消費者を守るさまざまな法律 29
- ・判断能力が不十分な方の契約 30

信託商品を契約する前に 31

- ・信託を利用するときの注意点 31

困ったことがあったら～信託相談所～
信託協会のご案内 33



あなたの大切な財産を、そして、その財産に託した想いを、あなたの大切な人に届けます。

信託のキホン

「信託」という言葉を聞いて、あなたは何を思い浮かべますか？

「信託」は、「信じて託す」と書くように、「自分の大切な財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って、大切な人や自分のために管理・運用・処分してもらう」制度。

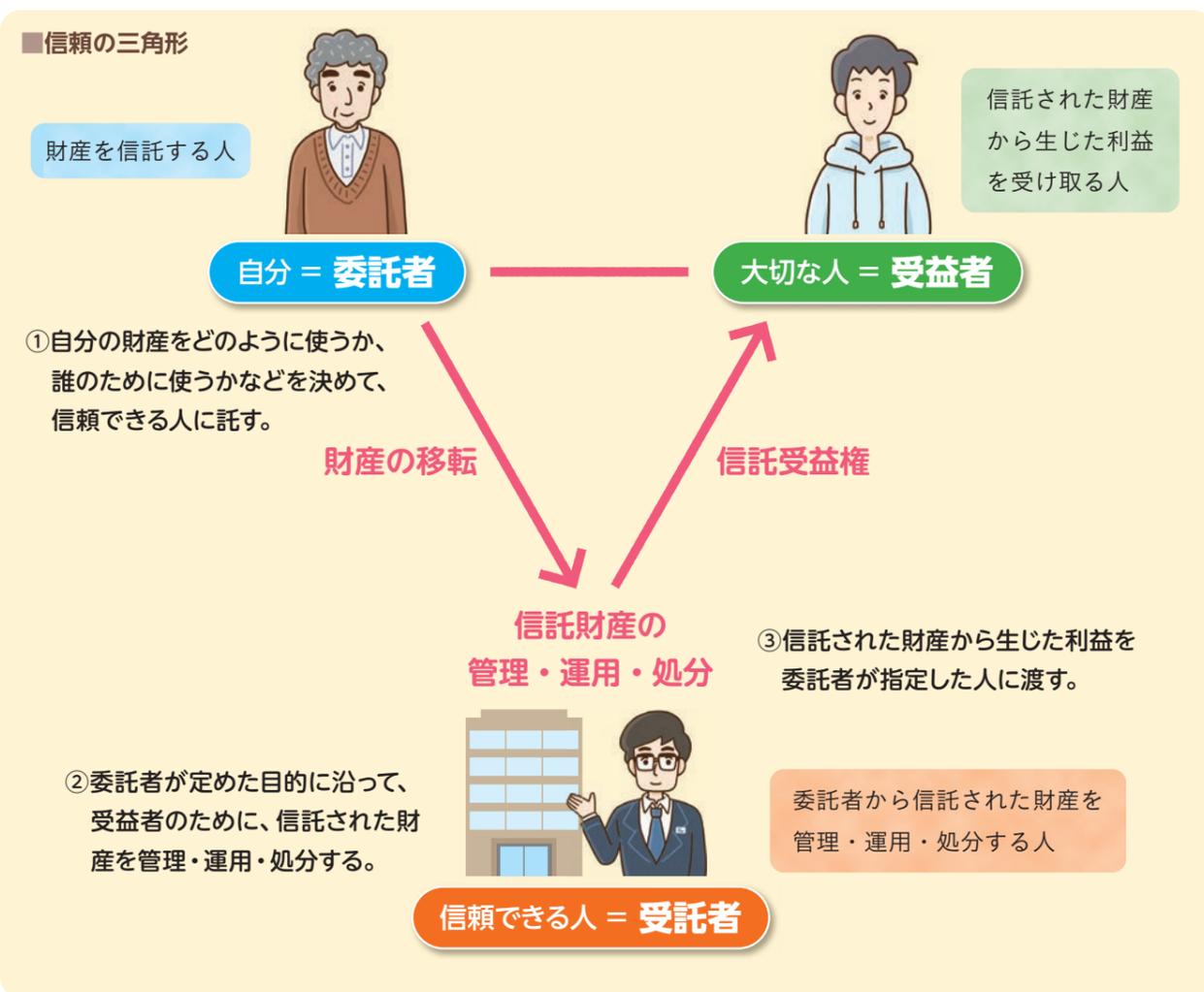
一見、難しそうな印象があるかもしれませんが、実はそのしくみはとてもシンプルです。

信頼の三角形

信託は、財産を託す **委託者**、託された財産（信託財産）を管理・運用・処分する **受託者**、信託財産から生じる利益を受け取る **受益者** の三者で構成されます。

具体的には、委託者は、自分の大切な財産を信頼できる人（受託者）に託します。そして、受託者は、委託者の大切な人（受益者）のために託された財産の管理・運用・処分を行います。

信じて託す人の信頼に応え、その想いを形にする「信託」。このしくみを支えるのが、「信頼の三角形」です。



信託の目的

信託は、主に、「ためる・ふやす」「まもる・いかす」「つなぐ・ゆずる」「やくだてる」の4つの目的で利用されています。

ためる・ふやす（資産形成・運用）

あなたの財産を有価証券や不動産などで運用する信託があります。また、企業が従業員の計画的な財産づくりを国とともに推進する財産形成貯蓄制度にも、信託が利用されています。



より効果的な資産運用を考えたい！

まもる・いかす（資産管理・活用）

高齢の方や障害をもつ方などの財産を安全に管理するための信託があります。また、企業などが従業員のために行う企業年金にも、信託が利用されています。



将来のため、老後の安定のために備えたい！

つなぐ・ゆずる（資産承継）

お子さまやお孫さまの入学金や習い事、結婚式や出産など、教育・結婚に関する費用を幅広くサポートする信託もあります。また、自分が亡くなった後にのこされた家族に財産を引き継ぐための信託もあります。



孫が誕生。子どものうちは教育費を、大人になったら結婚式の費用もサポートしてあげたい！

自分が亡くなってからも、家族の生活を支えたい！

社会のために自分も何かしたい！



「信託」の始まりは中世イギリス

信託の始まりは、中世イギリスで利用されていた「ユース (use)」であるといわれています。

イギリスでは、当時、戦争で亡くなった人の土地をその子などが相続する場合、国王や領主に多額の税金を払う必要がありました。その負担を避けるため、自分の死後、教会に土地を寄進する慣習がありましたが、法律で禁止されました。これに対抗して誕生したのが、ユースです。

ユースは、信頼できる人に財産を譲渡し、妻子のために管理してもらったり、教会に寄進してもらった制度です。十字軍の遠征に参加した兵士たちも、国に残してきた家族のためにユースを利用したといわれています。

ユースは、その後、近代的な制度へと発展し、また、人と人との信頼関係に基づくものであることから、信頼を意味する「トラスト (Trust)」と呼ばれるようになりました。



信託の機能

信託の主な機能には、「財産管理機能」「転換機能」「倒産隔離機能」の3つがあります。

財産管理機能

信託により、委託者や受益者に代わって専門家である受託者に財産の管理・処分権が与えられます。受託者は、信託の目的の範囲内で、受益者のために、この権限を行使します。

倒産隔離機能

信託財産の所有権は、受託者に移転することから、委託者の倒産の影響を受けません。また、信託財産は受託者個人の財産にはならず、受託者個人の債権者による差し押さえも禁じられているため、受託者の倒産の影響を受けません。

転換機能

信託財産は「信託受益権」（信託から利益を受ける権利）に転換されます。信託受益権に転換されることで、管理・運用、譲渡・売買する際の事務手続きが進めやすくなります。

転換の例	目的
多数の人が信託した金銭をまとめる	効率的な運用を行う
大きな信託財産を小口化する	投資しやすくする
不動産などの信託財産を受益権にする	流通しやすくする

信託の倒産隔離機能



資産保全を目的とする信託

～倒産隔離機能に着目した信託～

語学学校などの前払い授業料、留学費用、老人ホームの入居一時金など、事業者に対して前払金などを支払う場合があります。

事業者が倒産した場合、通常、前払金などは返還されませんが、事業者が委託者となって前払金などを信託すると、信託の倒産隔離機能により前払金などは事業者の倒産の影響を受けずに保全されます。



信託を利用するメリット

「信託を利用するメリットは何だろう?」と思っているあなた。信託を利用する6つのメリットを紹介します。

1 信託する目的を決めることができる

信託を始める際に、まず、委託者の意思に沿って信託の目的を設定したうえで、財産の管理・運用・処分ができます。

信託目的の例

誰のために	どういう目的で
自分	財産運用・管理
子・孫など	教育資金の援助、結婚・出産・子育て資金の援助
障害をもつ方の家族・親族	生活の安定
認知症、知的障害、未成年などのため後見制度を利用中の方	財産の管理
自分の死後にのこされた家族	相続、資産の承継
社会、公益	奨学金給付、自然環境保護、研究助成などの公益活動や社会貢献
企業、従業員など	退職後の年金給付 資産の証券化・流動化

2 金銭以外も信託できる

金銭以外に、有価証券、不動産など、財産的価値のあるものが信託できます。

信託できる財産の例

- 金銭
- 株式や債券などの有価証券
- 土地や建物などの不動産
- 住宅ローンなどの金銭債権

3 財産の管理・運用・処分がしやすくなる

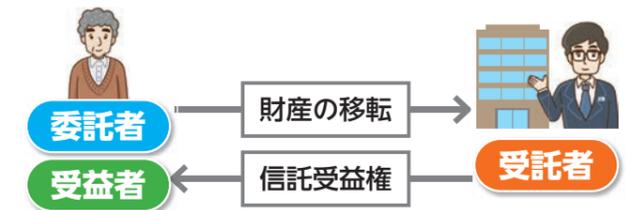
信託財産は「信託受益権」に転換されます。そうすることで、例えば、大規模な不動産などリスクが高くて投資家単独では投資しにくい場合でも、信託受益権として小口化できるので、投資や売買がしやすくなります。

*信託銀行等に課せられている義務については11ページ、具体的な信託商品の説明は2章(16ページ以降)をご覧ください。

4 自分のためにも人のためにも利用できる

自分のために、自分以外の人のために、その両方のために信託することができます。

●自分のために(自益信託)



●自分以外の人のために(他益信託)



●自分と人のために(自益信託+他益信託)

- ・初めは自分のため、その後は自分以外の人のために(初めは委託者自身、その後は委託者以外が受益者)
- ・信託した財産の元本は自分のため、その運用により得た収益は自分以外の人のために(元本受益者は委託者、収益受益者は委託者以外)

5 専門家に任せることができる

豊富な知識と経験をもつ信託銀行や信託会社などの専門家を受託者とすることによって、安全に財産の管理・運用・処分を行うことができます。

6 贈与税が非課税になる信託もある

子・孫の教育資金や、結婚・子育てに関する費用、障害をもつ家族の生活費などのために設定する信託については、一定の金額まで贈与税が課税されません。



信託銀行や信託会社などが、あなたの大切な財産を、安全に管理・運用・処分しています。

信託の担い手

信託業務の主な担い手には、「信託銀行」や「信託会社」があります。

「信託銀行は銀行と何が違うの?」「信託会社はどんなことをしている会社?」と思っているあなた。その疑問にお答えします!

銀行と信託銀行の違い

預金、貸出、為替などの「銀行業務」を行っているのが「銀行」。この「銀行業務」に加え、信託の引受に係る「信託業務」や、財産の管理・処分などに関連する各種サービスを提供する「併営業務」を行っているのが「信託銀行」です。

銀行も信託銀行も「銀行法」に基づいて設立されますが、信託銀行は、さらに、信託業務と併営業務を営むため、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)」による認可も得ています。

銀行と信託銀行の業務の違い

銀行法に基づく業務

銀行業務

- 預金業務
- 貸出業務
- 為替業務
- 付随業務
(有価証券の売買、デリバティブ取引など)

通常の「銀行」業務

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく業務

広義の信託業務

信託業務(狭義)

- 金銭の信託
- 有価証券の信託
- 金銭債権の信託
- 動産の信託
- 不動産の信託

など

「信託の引受」に係る業務

併営業務

- 相続関連業務
(遺言執行、遺産整理など)
- 証券代行業務
(株主名簿管理、名義書換)
- 不動産関連業務
(売買仲介、鑑定など)

など

財産の管理・処分などに関連する各種サービスの提供

【銀行業務】

個人や企業からお金を預かる「預金業務」や企業などに融資する「貸出業務」、振込による送金など口座間のお金の移動を行う「為替業務」などがあります。

【信託業務】

個人や企業から信託を引き受け、信託財産をあらかじめ定められた目的にしたがって受益者のために管理・運用・処分する業務です。

【併営業務】

遺言執行などを行う「相続関連業務」、企業の株主名簿の管理などを行う「証券代行業務」、不動産の売買の仲介などを行う「不動産関連業務」などがあります。

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)ってなに?

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)」は、銀行などの金融機関が信託業務を行うための兼営の認可、業務、監督などを定めた法律です。兼営法により認可を得て信託業務を行う金融機関のことを、「信託兼営金融機関」といいます。

兼営法では、信託業務に加えて、相続関連業務、証券代行業務および不動産関連業務などの併営業務の取扱いが規定されています。

「〇〇信託銀行」という名称でなくても、信託業務を行っている銀行もあります。



信託に関する業務を行っている会社など

信託銀行をはじめとする信託兼営金融機関以外に、「信託会社」や「信託契約代理店」でも信託に関する業務を行っています。

信託会社

信託会社には自らの裁量で信託財産の運用・管理を行う「運用型信託会社」と、委託者などから指図を受けて信託財産の管理のみを行う「管理型信託会社」があります。

信託業法により、運用型信託会社は免許を取得し、また、管理型信託会社は登録して、信託業務を行っています。

※これ以降、「信託銀行等」とは、信託銀行をはじめとする信託兼営金融機関および信託会社のことをさします。

信託契約代理店

金融機関などが信託契約代理店として登録し、信託銀行等の委託を受け、信託契約の締結の代理・媒介業務を行っています。

また、信託銀行等が行う併営業務の契約の締結の代理を行う代理店もあります。



信託銀行と信託会社はどう違うの?

信託を扱うという点は同じ「信託銀行」と「信託会社」。2つの違いを見てみましょう。

相違点	信託銀行	信託会社
設立の根拠	「銀行法」上の免許、「兼営法」上の認可	「信託業法」上の免許あるいは登録
業務の範囲	「銀行業務」「信託業務」のほか、相続関連業務、証券代行業務、不動産関連業務などの「併営業務」を行う	もっぱら「信託業務」を行い、信託業務に支障を及ぼさず、かつ信託業務に関連する範囲で相続関連業務などの「兼業業務」なども行う
商号(社名)	商号に「信託」を使わないこともできる	法律の定めにより、商号に「信託」を使用しなければならない

信託法と信託業法

信託は高度な信頼関係のもとに成り立つ制度。そのため、委託者や受益者の保護を図る「信託法」「信託業法」という法律のもと、業務が行われています。

信託法（信託の基本的なルール）

信託の定義や信託財産、受託者の義務、委託者や受益者の権利、一部の信託に関する特例など、信託に関する基本的なルールを定めた法律です。

信託法は1922年（大正11年）に制定され、信託は信託銀行を中心に商事分野で利用されてきました。その後、多様化する信託へのニーズに柔軟に対応できるよう、2006年（平成18年）に抜本的に改正。現在の信託法となりました。

信託業法（信託業の監督・規制）

信託業を営む信託会社等の免許・登録業務、信託会社等に対する監督や、信託契約代理店の業務・監督などを定めた法律です。この内容は、兼営法に準用され、信託銀行等にも適用されています。

信託業法も1922年（大正11年）に制定されました。その後、信託業務の取扱いや、信託で受託できる財産の種類の見直しなどのニーズの高まりを受け、2004年（平成16年）に抜本的に改正。信託業の担い手が拡大され、財産権一般の受託が可能となりました。

受託者責任

お客さまからの信頼に応えるため、「信託法」「信託業法」では、受託者にさまざまな義務を課しています。

忠実義務

受託者は、受益者のために行動しなければなりません。受益者の権利を犠牲にして自分や利害関係人の利益を図ることは禁止されています。

善管注意義務

受託者は、専門家として、一層高度な注意をもって、きちんと信託の事務を行わなければなりません。

分別管理義務

受託者は、信託された財産を、受託者自身の財産や他の信託財産ときちんと分けて管理しなければなりません。

説明義務

受託者は、信託契約の締結を行う前に、信託の目的や財産に関する一定の事項を説明しなければなりません。

書面交付義務

受託者は、信託契約の締結を行った場合、遅滞なく所定の書面（信託契約書など）を交付しなければなりません。

その他の義務と責任

●信託事務の処理の委託における第三者の選任・監督義務

受託者は、信託事務の処理を第三者に委託する場合、適切な者に委託しなければならず、また委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

●公平義務

受託者は、複数の受益者がいる信託においては、各受益者を公平に扱わなければなりません。

●帳簿などの作成・報告・保存の義務など

受託者は、信託財産に係る帳簿などを作成しなければなりません。また、毎年1回、一定の時期に貸借対照表、損益計算書、その他の書類を作成し、その内容を受益者に報告しなければなりません。さらに、信託に関する書類を、一定期間保存するとともに、受益者の請求に応じて閲覧させなければなりません。

●損失てん補責任など

受託者がその任務を怠ったことにより、信託財産に損失や変更が生じた場合、受益者の請求により、受託者は損失のてん補または原状の回復の責任を負います。

信託銀行のほかにもどんな金融機関があるの？

金融機関は、信託銀行以外にも、銀行、証券会社、保険会社などさまざまです。

		金融機関の例	
民間金融機関	預金取扱金融機関	普通銀行	都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、外国銀行
		信託銀行	信託銀行
		協同組織金融機関	信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合
	その他の金融機関	証券会社など	証券会社、証券金融会社
		保険会社	生命保険会社、損害保険会社
ノンバンク		消費者金融会社、リース会社	
	その他	短資会社	
公的金融機関		日本政策投資銀行、国際協力銀行、日本政策金融公庫	

例えば、銀行では、銀行ごとに預金金利や振込手数料などが違っていたり、預金以外にも投資信託や保険などの商品が販売されていますが、以前は、預金金利や振込手数料などを銀行が独自に決めたり、他の金融機関が販売している商品を販売することはできませんでした。

2000年代以降、規制緩和によって金融の自由化が進み、金融機関の競争力も高まってきました。また、お客さまのニーズに応じてさまざまな商品を提供できるように、金融機関同士の連携も強まっています。



人生100年時代といわれる今、早速、準備を始めましょう！

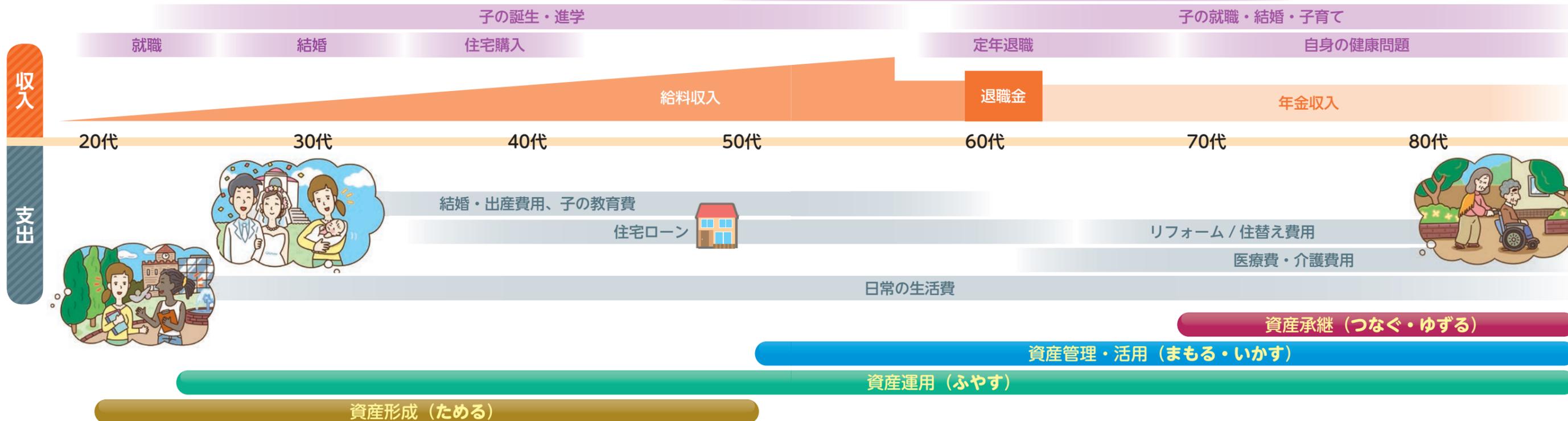
ライフステージと信託商品

ライフステージに応じて、資産に対する考え方は変化します。

例えば、現役時代は今後のライフイベントに備え「ためる」「ふやす」、老後は生活のために「まもる・いかす」、次世代に「つなぐ・ゆずる」ことを考える必要があります。

ライフステージと資産に対する考え方

ライフステージに応じた資産の形成・運用・管理などの考え方を知り、あなたの希望を叶えましょう。



■主な信託商品 (個人向け)

	ためる	ふやす	まもる・いかす	つなぐ・ゆずる	掲載ページ
金銭信託	●	●			16
年金信託	●	●			19
後見制度支援信託			●		19
特定贈与信託			●	●	21
教育資金贈与信託				●	22
結婚・子育て支援信託				●	22
遺言代用信託			●	●	23
公益信託				●	23
特定寄附信託				●	24

ためる —資産形成—

これから先、人生で叶えたいイベントは何ですか？
いつ頃、叶えたいと考えていますか？
そして、いくらお金がかかりますか？
まずは、お金を「ためる」ことから始めましょう。

ポイント

- 元本保証などにより確実性を重視する
- 預金保険制度*の対象となっている

*31ページをご覧ください。

ふやす —資産運用—

たまったお金の使いみちは決めていますか？
使いみちが決まっていない資金（余裕資金）は「ふやす」ことが大切です。

ポイント

- 「長期」「積立」「分散」*を意識して投資する

*15ページをご覧ください。

まもる・いかす —資産管理・活用—

老後は体力や判断力が衰えるにしたいが、心配になることが増えてきますよね。

収入が減っても生活費はかかります。さらに治療や介護が必要になれば、追加で費用がかかります。

ポイント

- 介護度が進むと自分で資産を管理することが難しくなる
- 資産管理に専門家の力を借りることもできる
- 後見制度*を利用する

*20ページをご覧ください。

つなぐ・ゆずる —資産承継—

長年築いてきた財産を、どのように残したいですか？
例えば、子や孫に譲りたい、自分の死後にトラブルを起こしたくない、社会貢献に役立てたいなど、あなたの思いを実現する方法を考えましょう。

ポイント

- 遺言*によって、個人の生前の意思を死後に実現することができる

*やさしい信託のはなしシリーズ『相続・遺言と信託』をご覧ください。

資産形成・資産運用は、「長期」「積立」「分散」がポイント!

株式や投資信託などを活用した資産形成・資産運用と聞くと、「お金がないと投資が始められない」「せっかく投資したのに元本割れをしたらどうしよう」と心配になりますよね。

投資や運用は自己責任で行うことが基本ですが、「長期」「積立」「分散」を意識することで、元本割れのリスクを軽減させることが期待されます。



ポイント① 長期投資

長期的な視点で投資・運用を行うことです。積立投資や分散投資も同時に行うことで、元本割れのリスクを軽減させる効果が高めることができます。



ポイント② 積立投資

あらかじめ決まった金額を、定期的に投資する方法です。まとまったお金がなくても、少額からすぐに始めることができます。また、定期的に投資することで投資のタイミングが分散されるため、安い時に買わなかったり、高い時にだけ買ってしまったりすることがありません。



ポイント③ 分散投資

株式や債券など、投資対象となる資産はさまざまですが、常に同じ値動きをするわけではありません。そのため、特性の異なる資産を複数組み合わせることで、価格の変動を小さくすることができます(資産の分散)。また、投資対象となる地域も分散することで、地域の経済状況の変化などによって生じる価格の変動を小さくすることができます(地域の分散)。さらに、あらかじめ決まった金額を定期的に投資することで、長期的に見ると、時期による価格の変動を小さくすることができます(時間の分散)。



■代表的な金融商品

預貯金	元本保証があり、預けた期間に応じて利子を受け取る
債券	国や企業などが発行する債券に投資し、定期的に利子を受け取ったり、期限(満期日)がきたら債券に書かれている金額(額面金額)が戻ってくる
株式	上場している株式会社が発行する株に投資し、株主配当や売却益を得る
投資信託	多くの投資家から集めた資金を、資産運用の専門家(ファンドマネージャー)が、株式、債券などで運用し、運用によって生じた利益を投資家に分配する
保険	人が死亡したり、病気・ケガをした場合などを保障する「生命保険」とモノが壊れた場合などの損害を補償する「損害保険」がある

「ためる」「ふやす」ための制度など

次のような制度や信託商品を活用しながら、「ためる」「ふやす」(資産形成・資産運用)を考えてみましょう。

金銭信託

ためる
ふやす

個人・法人が信託銀行等に金銭を信託し、信託銀行等がその金銭を管理・運用する信託です。このしくみが各種信託商品で活用されています。個人向けの主な金銭信託には、「合同運用指定金銭信託(一般口)」や「実績配当型金銭信託」があります。

●元本補てん付金銭信託(合同運用指定金銭信託(一般口))

運用方法が同じである複数の信託された金銭を合同して運用するものです。運用方法は、ある程度の範囲を定めて、具体的な運用の判断は信託銀行等に任せます。信託銀行等の受託者は、安定的に収益を確保することを目的とした運用を行い、信託の終了時に元本に損失が生じた場合は、元本を補てんします。

●実績配当型金銭信託

しくみは合同運用指定金銭信託と同じですが、運用実績に応じて収益金が支払われます。収益性をより意識した運用を行い、仮に、信託終了の時に元本に損失が生じた場合でも、元本は補てんされません。

財産形成貯蓄制度(財形貯蓄制度)

ためる

給与や賞与から天引きにより積立を行う制度で、この制度を導入している企業の従業員が利用できます。信託銀行のほかに、銀行、保険会社、証券会社などが取り扱っています。また、従業員の財形貯蓄に対して、奨励金を給付する企業もあります。

- ・一般財形貯蓄
- ・年金財形貯蓄(非課税)
- ・住宅財形貯蓄(非課税)

※財形貯蓄を利用して住宅の購入・建設・リフォームにかかる融資を受けられる制度もあります。

少額投資非課税制度<NISA>

ためる
ふやす

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 ^(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額(総枠) ^(注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (旧制度のつみたてNISA対象商品と同様)		上場株式・投資信託等 ^(注3) ①整理・監視銘柄 ②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、旧制度のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

年金制度

ためる ふやす

年金制度は、人々が安心・自立して老後を暮らすために設けられた社会保障制度です。一言で年金といっても、国や地方公共団体などが運営する公的年金と企業などが運営する私的年金があります。

公的年金には、日本国内に住む20歳以上60歳未満の方が全員加入する「国民年金」、企業の従業員や公務員

などが加入する「厚生年金保険」があります。

私的年金には、企業が従業員のために行う「企業年金」と、個人が老後に備えて加入する「個人年金」があります。また、企業年金には、「厚生年金基金」、「確定給付企業年金」、「確定拠出年金（企業型）」があります。

国や地方公共団体などが運営

企業などが運営

公的年金

- 国民年金
- 厚生年金保険

私的年金

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金 **企業年金**
- 確定拠出年金（企業型）
- 確定拠出年金（個人型）：iDeCo
- 国民年金基金
- 個人年金

確定給付型の企業年金（確定給付企業年金、厚生年金基金）は、企業が運用方法などを決定し、あらかじめ決められた将来の給付額を保証します。



企業年金

日本の年金制度



確定拠出年金は、加入者自身が運用先を指定し、将来の給付額もその運用の結果によって変動します。

自分で加入できる年金もあるんだね。



確定拠出年金（個人型）iDeCo

老後に受け取る年金額は、自らが運用した成果によって変動する

※20歳以上60歳未満の方が任意で加入できる

付加年金

確定拠出年金（個人型）iDeCo

国民年金基金

日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、および学生などが加入できる

※60歳以上でも国民年金の任意加入被保険者となれば加入できる

確定拠出年金（個人型）iDeCo

確定給付企業年金 給付額があらかじめ決まっている	確定拠出年金（企業型） 給付額は運用結果により変更する	厚生年金基金 給付額があらかじめ決まっている。また、国の年金の一部を代行している	退職等年金給付 ※
(代行部分)			※ (公務員など)

厚生年金保険

厚生年金に加入している事業所などに勤務する会社員や公務員などが加入

※保険料は事業者と加入者が折半して支払う

自営業者は、企業年金制度がないから、iDeCo や国民年金基金に加入するなどの自助努力が必要だね。



国民年金（基礎年金）

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方が全員加入



※企業年金連合会ホームページより作成

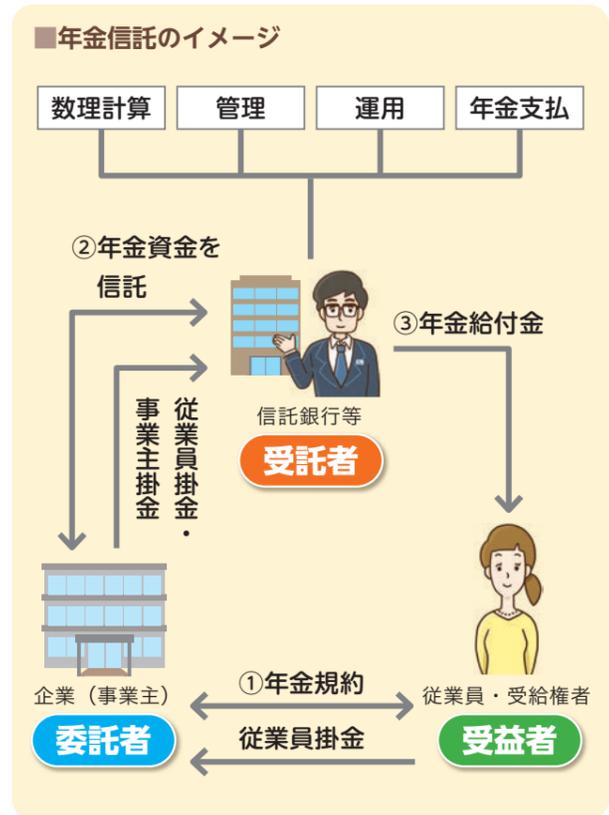
※被用者年金制度の一元化に伴い、2015年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、2015年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、2015年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

信託銀行等が担う企業や個人の年金信託

ためる ぶやす

信託銀行等では、年金制度に基づき、確定給付企業年金信託、確定拠出年金信託、厚生年金基金信託といった年金信託を扱っています。

信託銀行等では、企業などが行う年金の資産の管理・運用だけでなく、加入者・受給者の管理、年金などの支払い、年金の掛金の計算なども行っています。また、iDeCoや、国民年金基金の年金資金の管理・運用も行っています。



●確定給付企業年金信託

老後の所得確保のための自主努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的に創設された確定給付企業年金制度に基づく信託。

※企業などが制度を導入していた場合に限りです。

●確定拠出年金信託

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的に創設された確定拠出年金制度に基づく資産管理契約などに係る信託。

●厚生年金基金信託

厚生年金保険法に基づいて設立された厚生年金基金が、厚生年金の老齢給付の一部を国に代わって支給するとともに、独自の年金を加算して給付する信託。

※2014年4月1日以降、厚生年金基金の新規設立は認められていません。

「まもる・いかす」「つなぐ・ゆずる」ための信託商品

信託を活用した「まもる・いかす」「つなぐ・ゆずる」（資産管理・活用、資産承継）を考えてみましょう。

後見制度支援信託

まもる・いかす

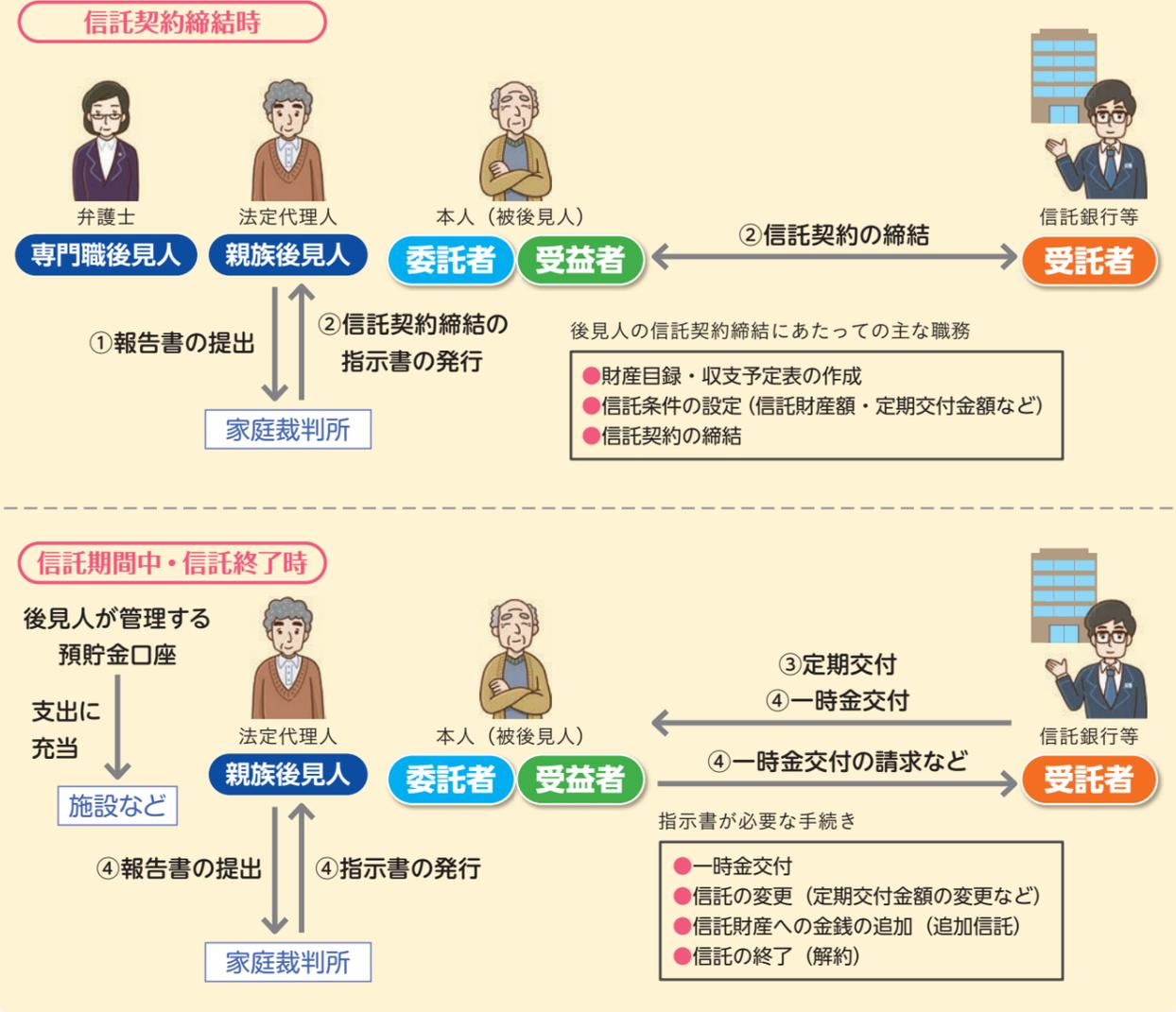
後見制度を財産管理面でバックアップするための信託です。このしくみでは、後見制度による支援を受けている方（本人）が金銭を信託銀行等に信託します（信託契約の締結手続は後見人が行います）。信託された金銭の中から、本人の生活費用などの支出に充当するための定期的な交付や、医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

この信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続が、家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、安全に本人の財産を保全することができます。

■図は右上

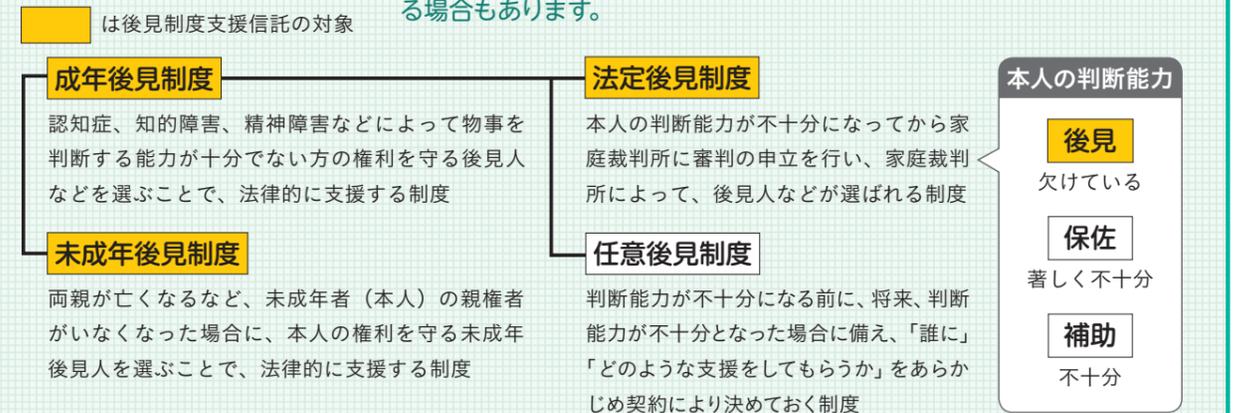
■後見制度支援信託のしくみ

弁護士などの専門職が後見人に選任され、その後、親族などに引き継ぐケース



後見制度ってなに？

後見制度には、成年後見制度と未成年後見制度があります。後見制度による支援を受けている方は、後見制度支援信託を利用できる場合もあります。



特定贈与信託（特定障害者扶養信託）

まもる・いかす つなぐ・ゆずる

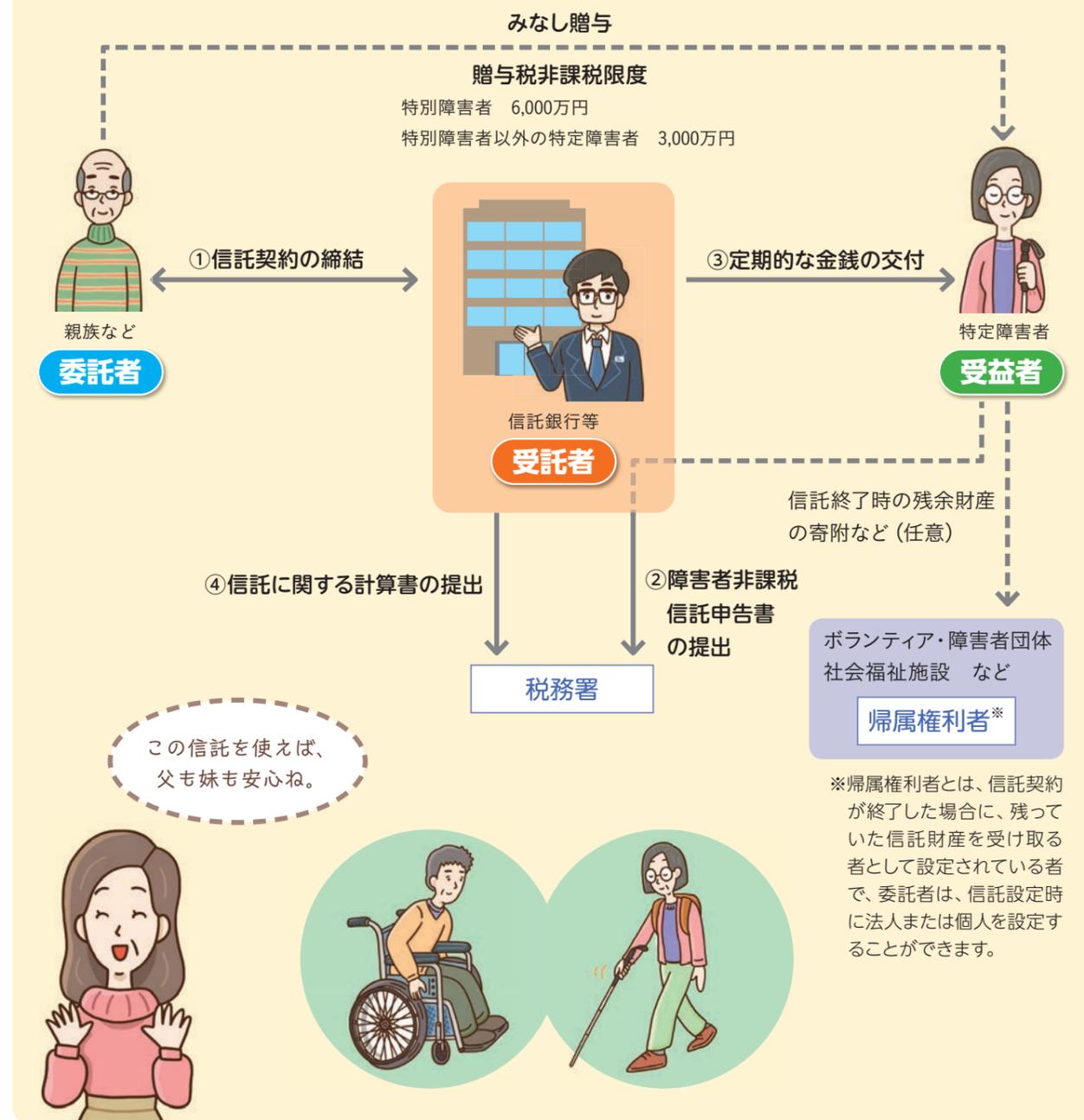
障害者の生活の安定を図ることを目的とし、その親族や篤志家などが信託銀行等に金銭などの財産を信託するものです。信託銀行等は信託された財産を管理・運用し、特定障害者（以下に記載する「特別障害者」および「特別障害者以外の特定障害者」をいいます。）の生活費や医療費などに充てるため、信託財産の一部から定期的に金銭を交付します。

この信託を利用することにより、特別障害者（重度の心身障害者）については6,000万円、特別障害者以外の

特定障害者（中軽度の知的障害者および障害等級2級または3級の精神障害者など）については3,000万円を限度に贈与税が非課税となります。

特定障害者が亡くなった際の残余財産は、その相続人または受遺者に交付されます。また、信託する際に、ボランティア・障害者団体や社会福祉施設などを指定しておくことで、残余財産を寄附して他の障害者のために活用することもできます。

■特定贈与信託のしくみ



教育資金贈与信託

つなぐ・ゆずる

孫などの教育資金として祖父母などが信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,500万円（学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円）を限度として贈与税が非課税となる信託です（ただし、2021年3月31日までの間に信託されたものに限られます）。

この信託では、贈与をする方は、贈与を受ける方の直系尊属（祖父母など）に限られます。また、贈与を受ける方は、信託を設定する日において30歳未満で、贈与の前年における合計所得金額が1,000万円以下の個人に限られています。

■教育資金贈与信託のしくみ



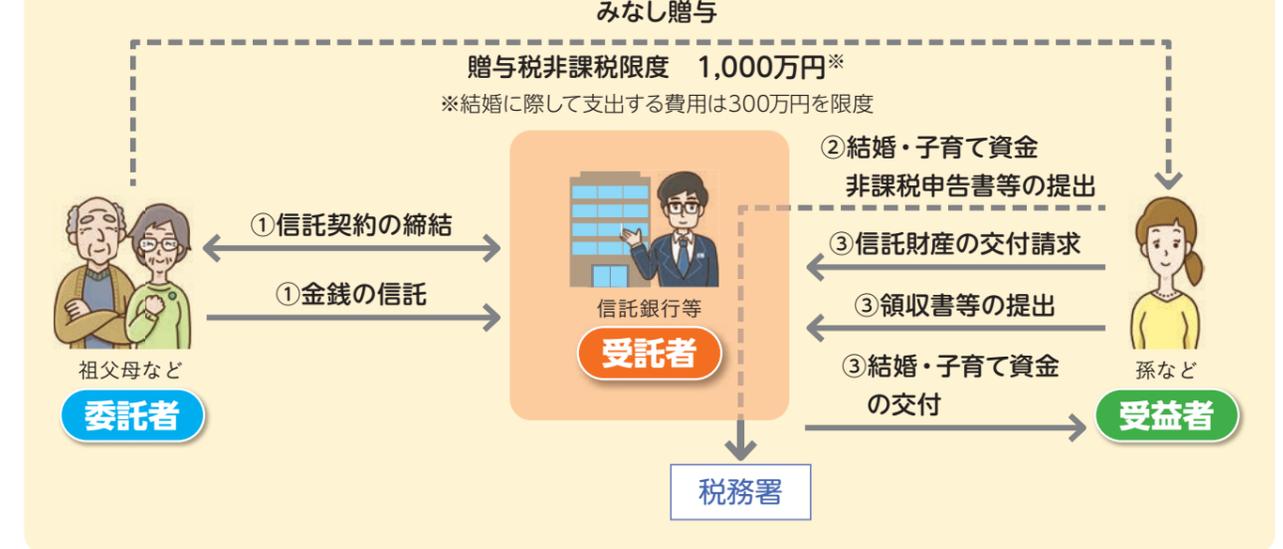
結婚・子育て支援信託

つなぐ・ゆずる

孫などの結婚・出産・子育て資金として祖父母などが信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,000万円（結婚に際して支出する資金については300万円）を限度として贈与税が非課税となる信託です（ただし、2021年3月31日までの間に信託されたものに限られます）。

この信託では、贈与をする方は、贈与を受ける方の直系尊属（祖父母など）に限られます。また、贈与を受ける方は、信託を設定する日において20歳以上50歳未満で、贈与の前年における合計所得金額が1,000万円以下の個人に限られています。

■結婚・子育て支援信託のしくみ



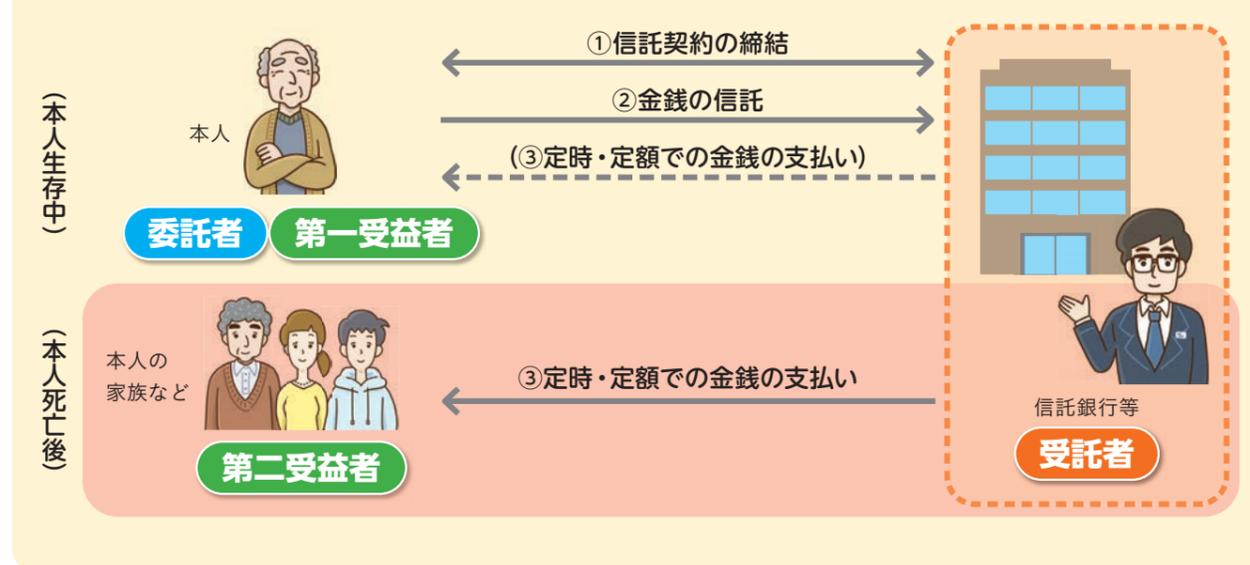
遺言代用信託

まもる・いかす つなぐ・ゆずる

信託銀行等に財産を信託し、生存中は本人を受益者として本人のために管理・運用してもらい、本人が亡くなった後は、家族などを受益者と定めることによって、家族などに財産を引き継ぐことができる信託です。

生存中は本人を受益者とし、亡くなった後は配偶者を、配偶者が亡くなった後はさらに子を連続して受益者とする『後継ぎ遺贈型の受益者連続信託』もあります。

■遺言代用信託のしくみ



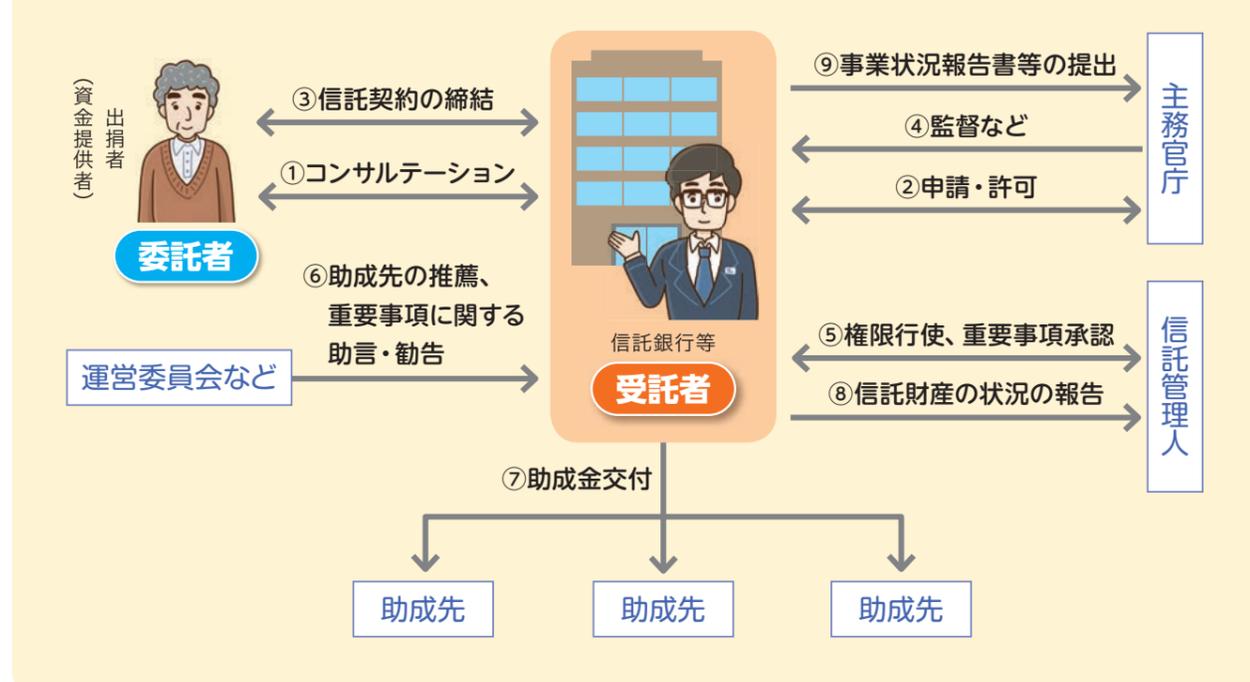
公益信託

つなぐ・ゆずる

奨学金支給、自然科学研究助成、社会福祉などの公益活動の助成を目的とし、個人や企業が信託銀行等に

金銭などの財産を信託するものです。一定の要件を満たす公益信託は、寄附金控除などの適用を受けられます。

■公益信託のしくみ



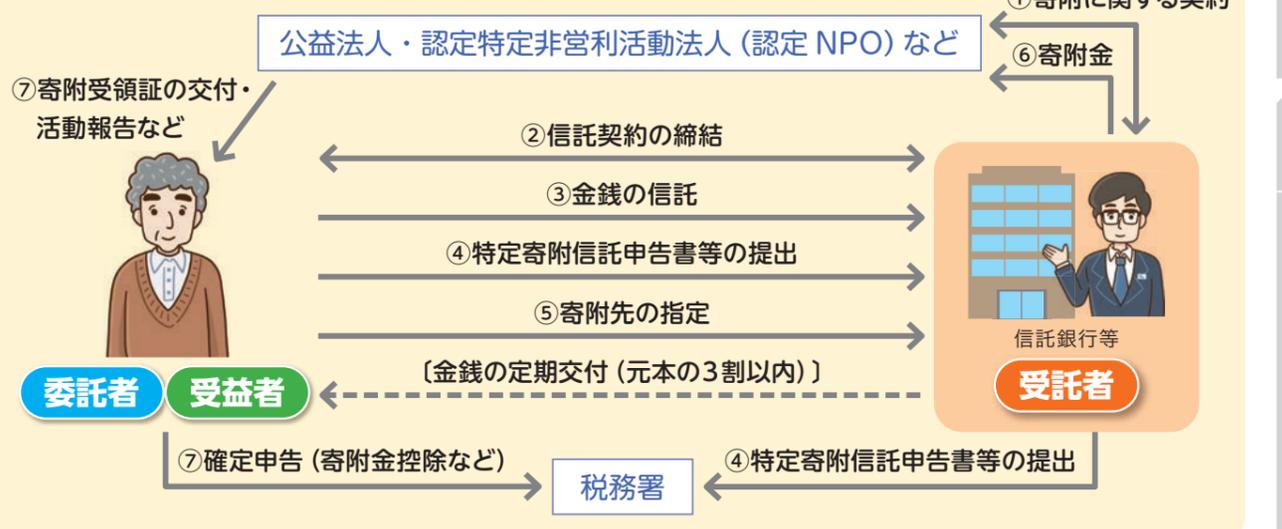
特定寄附信託

つなぐ・ゆずる

信託銀行等と契約した公益法人等(公益法人や認定特定非営利法人(認定NPO)など)のうち、委託者である寄附者が指定した公益法人等に、信託された金銭を運用収益とともに寄附し、公益のために活用する信託です。

寄附者が寄附する公益法人等を指定することができ、寄附先からの定期的な活動報告により活動状況を知ることができるといった特徴があります。また、寄附者が寄附金控除などを受けることができるほか、運用収益が非課税になります。

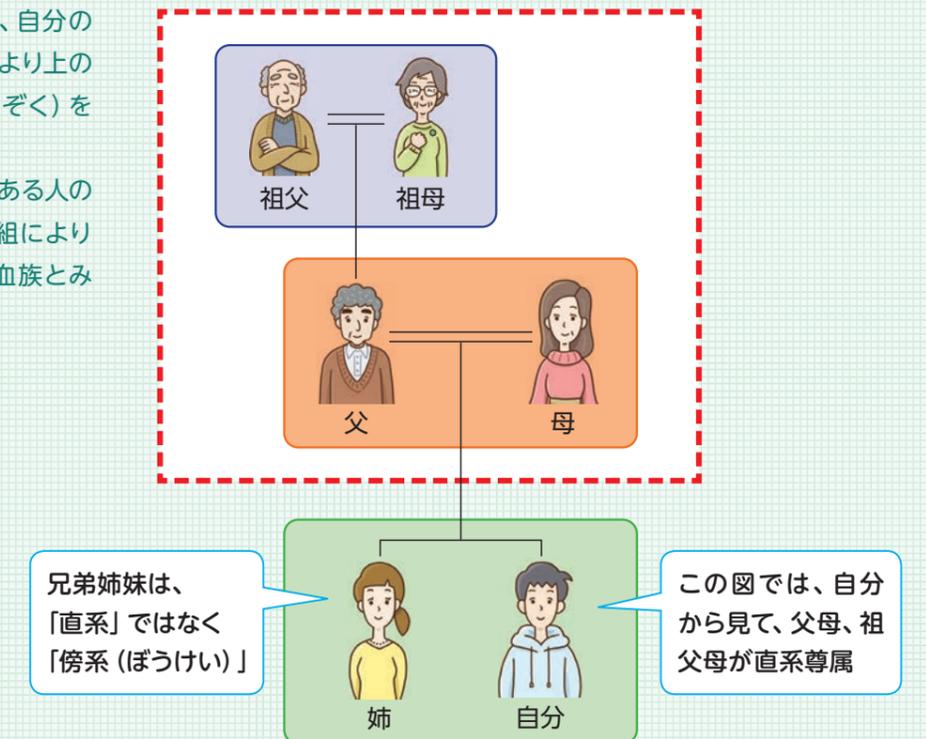
■特定寄附信託のしくみ



直系尊属(ちよっけいそんぞく)ってなに?

直系尊属とは、例えば、自分の父母や祖父母など、自分より上の世代の直系の血族(けつぞく)をさします。

血族とは、血縁関係にある人のことをいいます。養子縁組により生じる関係も、法律上、血族とみなされます。



その他の信託商品

信託は、企業の資金調達・資産運用の手段、企業の保有する財産の保全・活用など、主に法人で幅広く使われています。

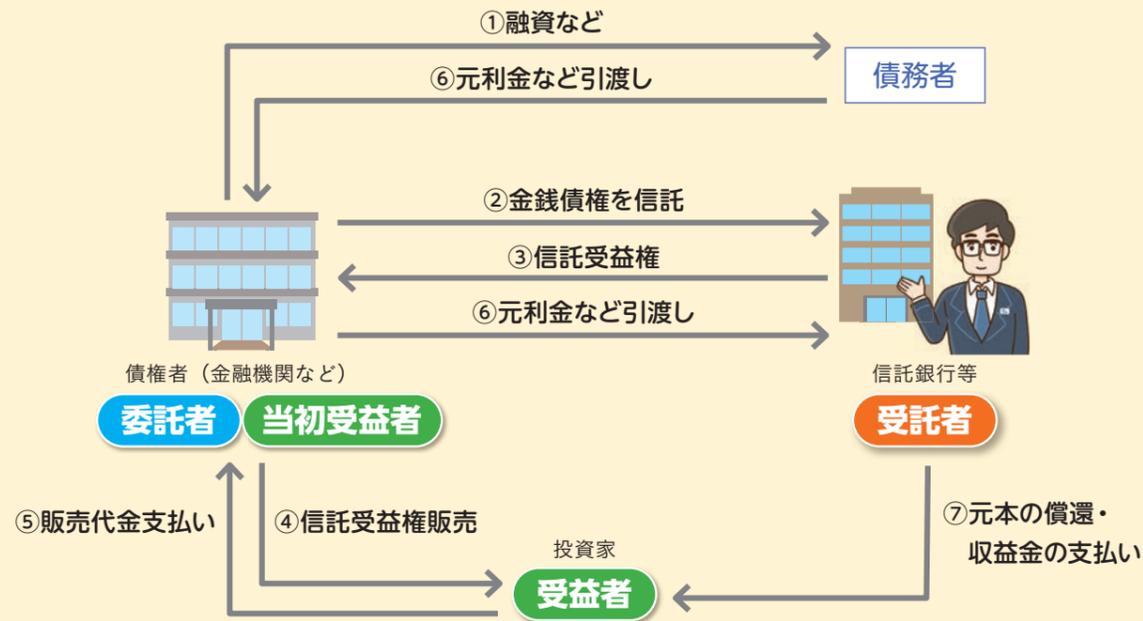
資産流動化の信託

資産流動化とは、金融機関や企業などが保有する金銭債権や不動産といった流動性の低い(=取引・流通しにくい)資産を有価証券という資産に形を変えて流動性を高める(=取引・流通しやすい)ことです。これを「証券化」とも言います。

この「流動性の低い資産を流動性の高い資産に形を

変える」ところに、信託が利用されています。資産を信託すると、その資産から生じる収益などを受け取る人(受益者)には、信託受益権が付与されますが、この信託受益権が有価証券の1つであり、不動産や金銭債権に比べて流動性が高く、流通・取引しやすい資産になります。

■金銭債権流動化信託のしくみ



有価証券の信託

信託契約により有価証券を信託銀行等に信託するものです。有価証券の信託には、有価証券の管理事務の軽減などを目的とする「有価証券管理信託」、保有する有価証券を貸し出すことにより運用収益を得ることを目的とする「有価証券運用信託」、インサイダー取引などの防止のために、一定の条件で有価証券の売却を任せる「有価証券処分信託」があります。



不動産の信託

土地や建物などの不動産を信託するものです。不動産の信託には、不動産の管理を目的とする「不動産管理信託」、不動産を売却することを目的とする「不動産処分信託」、不動産の証券化・流動化を目的とする「不動産管理処分信託」、建物の所有者が不動産を信託し、その信託受益権を売却して資金化を図る「不動産設備信託」、受託者が土地の所有者から信託財産として受け入れた土地の有効利用などを図る「土地信託」があります。

※不動産の信託は、個人でも活用されています。

信託クイズに挑戦!

信託について
どれだけ
わかったかな?



答えはこのページの下にあります。

QUIZ 1

カッコの中に当てはまるものを以下の選択肢から選んで、文章を完成させましょう。

- 信託は、あなたの「大切な()」を、「信頼できる人」に託し、あなたの「大切な人」のために、管理・運用・処分してもらう制度です。
- 信託は、()、受託者、()で構成され、()であれば、信託することができます。
- 信託すると、その財産の所有権は()から()に移ります。
- 信託銀行や信託会社は、()や()といった法律により厳しい受託者の義務が課せられています。
- 受託者は、信託された財産を受託者自身の財産や他の財産と分けて管理する()が課せられています。
- 信託は、委託者および受託者の倒産の影響を受けない()があります。

同じ記号を何度でも使えます。

選択肢

- (ア) 財産 (イ) 倒産隔離機能 (ウ) 命 (エ) 委託者 (オ) 希少価値の高いもの
(カ) 信託法 (キ) 受益者 (ク) 分別管理義務 (ケ) 受託者 (コ) 想い (サ) 銀行法
(シ) 財産的価値のあるもの (ス) 信託業法 (セ) 善管注意義務

QUIZ 2

信託する目的に当てはまる商品を、以下の選択肢から選びましょう。

信託する目的	信託商品
① お金を貯める	
② 企業などの従業員の退職後の所得を補償するための年金給付や資金の管理	
③ 語学学校の前払い受講料、老人ホームの入居一時金などの保全・管理	
④ 未成年や認知症などにより判断能力が十分でない方で、後見制度により支援を受けている方の財産の保全・管理	
⑤ 孫の教育(習い事や進学など)にかかる費用の援助・資金の管理	
⑥ 孫の結婚、妊娠・出産、子育てにかかる費用の援助・資金の管理	
⑦ 生存中は自分のために資産を管理・運用し、死亡後は配偶者や子どものために管理	
⑧ 障害のある方の生活の安定のために財産を管理し、生活費や医療費などを定期的に交付	
⑨ 公益団体やNPO法人に定期的に寄附し、社会貢献活動を支援	
⑩ 奨学金の支給、自然科学研究の助成、社会福祉、自然環境保護など、社会のため	

同じ記号は一度しか使いません。

選択肢

- (ア) 実績配当型金銭信託 (イ) 資産保全のための信託 (ウ) 教育資金贈与信託
(エ) 後見制度支援信託 (オ) 年金信託 (カ) 遺言信託 (キ) 公益信託 (ク) 遺言代用信託
(ケ) 特定贈与信託 (コ) 結婚・子育て支援信託 (サ) 特定寄附信託

その金融商品、契約内容を理解していますか？—トラブルを避けるために・・・

金融商品を契約する前に

金融商品の種類も増え、契約の経路も金融機関の窓口やインターネットなどと多様化しています。消費者の選択肢は広がる一方で、金融商品の勧誘方法や販売に関わるトラブルも発生しています。金融商品を契約する際には、契約内容を理解し、納得したうえで契約することが大切です。

金融商品を契約する流れ

ここでは、金融機関の窓口で金融商品(リスク性商品など)の契約を行う際の一般的な流れを見てみましょう。
※インターネットなどで契約を行う際は、より自己判断が問われるため、慎重に検討する必要があります。

1 金融機関へ相談する

金融機関の窓口で相談します。

あなたの意向を伺うため、金融機関の担当者から、資産状況や投資経験、投資目的などの質問を受けます。

まずは気軽な気持ちで相談してみよう！



ここが重要！

相談をしたら、必ず金融商品の提案を受けたり、契約をしなければならないわけではありません。担当者からの質問は、あなたに最適な提案をするために行うものです。重要な情報になりますので、ありのままをお答えください。



2 金融商品の提案を受ける

金融機関の担当者から、相談内容などを踏まえた商品の提案を受けます。提案は書面などを使って行われ、リスクや契約上の注意点、契約手数料の有無などについても説明を受けます。

わからないことはなんでも質問していいんだね。



ここが重要！

説明の中で分からない専門用語があったり、商品のしくみが難しいと感じた場合は、納得できるまで質問しましょう。また、提案内容が、あなたの意向に沿ったものであるか確認しましょう。



3 提案内容を検討する

提案時に受け取った資料や商品の説明書などを読み、内容を理解します。あわせて、リスクや契約上の注意点、契約手数料の有無なども確認します。

自分でも調べたり、家族や友人の意見も聞いてみよう。



ここが重要！

商品内容、リスク、契約上の注意点などについて、理解を深めましょう。商品によっては、契約時や解約時などに手数料が発生する場合があります。クーリング・オフ※ができる場合もありますので、確認しておきましょう。また、ご家族などの第三者にも相談してみましょう。



※クーリング・オフとは、一旦、契約の申込みや契約の締結をした場合でも、一定期間内であれば、無条件で申込みを撤回したり、契約を解除できる制度です。なお、信託商品は、クーリング・オフの対象になりません。

4 金融商品を契約する

契約前に、金融機関の担当者から、商品内容、リスク、契約上の注意点などについて、改めて書面などで説明を受けます。その後、契約手続きを進めるかどうかなど、あなたの意向が確認されます。

ご自身でも意向に沿った契約内容となっているかを確認した上で、契約書類に記入・署名します。

ここが重要！

いざ契約となっても、担当者に、「すぐに契約書に記入してください」と言われることはありません。契約前に行われる担当者からの説明をよく聞き、本当にあなたの意向に沿っているか、契約内容に不明な点はないかなどを確認しましょう。



チェックポイント (例)

- 契約の意思がないのに勧誘されていないか
- 断定的な表現(「絶対儲かります」など)による誘い文句がなかったか
- 商品内容や生じるリスクが分かったか
- 手数料などの費用が分かったか
- 解約の方法や条件などが分かったか
- あなたの意向に沿った商品か
- あなたにとって無理のない運用であるか
- 書面などによって説明を受けたか
- 説明が分かったか
- 質問に答えてくれたか

5 契約後

契約書類は、契約時に金融機関の担当者より手渡されるか、後日、郵送などで届きます。また、契約内容の確認書や定期的に運用状況などの報告書が届く場合もあります。

ここが重要！

契約書類は必ず保管してください。また、契約内容の確認書や定期的に届く各種報告書については内容を確認しましょう。契約内容が、あなたの今の意向に沿ったものであるか、資産がどのような状況になっているのかを確認し、不明なことがあれば、担当者に問い合わせをしましょう。



契約したら終わりというわけではないのね。



チェックポイント (例)

- 契約書類などを保管しているか
- 定期的に取り引内容を確認しているか
- 不明な点は確認し、メモを残しているか

消費者を守るさまざまな法律

契約をする前に、消費者を守るさまざまな法律があることを知っておきましょう。

消費者契約法

消費者と事業者の間に情報の質や量、交渉力の格差があることを踏まえて、不当な勧誘や契約から消費者を守るための法律です。対象となるのは消費者が事業者としたすべての契約です。

この法律により、不当な勧誘により締結した契約を取り消したり、契約の無効を主張できる場合があります。

契約を取り消すことができる

【誤認して契約した場合】

事実と違うことを告げられた、不利益な事実を告げなかったなど

【困惑して契約した場合】

退去を求めたが退去しなかった、不安をあおったなど

契約の全部または一部を無効にできる

【一方的に不利な契約の場合】

事業者の損害賠償責任を免除する条項があった場合など

金融商品取引法（金商法）

金融商品の取引において事業者を規制することで、利用者を保護するための法律です。以前は「証券取引法」といいましたが、法律の改正に伴い名称も変わりました。

投資の知識や経験などから、特定投資家（機関投資家を中心としたプロ）と一般投資家（個人投資家を中心としたアマ）に区別し、株式、公社債、信託受益権などの有価証券の発行や売買などに関して、透明で公正な市場をつくるためのルールを定めています。

また、投資性のある金融商品には、金融商品取引法に規定されている販売・勧誘ルールが適用されます。信託銀行等が投資信託や金銭信託のうち元本補てん契約のない信託を取り扱う際にも同様に適用されます。

■業者が守るべき主なルール

広告の規制	・業者が広告などをするときには、一定の表示を行わなければならない ・誇大広告をしてはならない
契約締結前の書面交付義務	・契約前に、契約内容を説明する書面を顧客に必ず渡さなければならない ・手数料や報酬などの費用、元本割れするリスク、クーリング・オフの対象かどうかなどが、書面に書かれていなければならない
断定的判断の提供の禁止	・不確実なことを断定的に説明したり、事実でない情報を提供するなど、誤解を招くような勧誘を行ってはならない
損失てん補の禁止	・顧客に損失が生じた場合、業者がその損失を補てんすることは禁止されている
適合性の原則	・顧客の知識や経験、財産の状況および商品の購入目的に照らし、顧客に合った商品を勧める



法律があるのは安心だけど、本当にその契約が必要なのか、契約前に慎重に検討しないといけないわね。

金融サービスの提供に関する法律

金融商品の販売において消費者を保護するための法律です。

対象となるのは顧客と事業者（適格機関投資家（プ

ロ）を除く）で、事業者の説明義務違反などがあれば、損害賠償請求ができます。この法律では、預貯金や金銭信託などが対象となります。

対象となる商品	預貯金、金銭信託、投資信託、有価証券、保険、商品ファンド、デリバティブ取引など
対象とならない商品	商品先物取引、ゴルフ会員権など
業者は販売する際に、次のような重要事項を説明する義務がある	
●リスクについて	
【価格変動リスク】 金利・為替・株式相場など、市場変動によって元本割れが生じるおそれ、あるいは当初元本を上回る損害が生じるおそれがあること	
【信用リスク】 社債などを発行する企業の業務や財産の信用状況の変化によっては元本割れのおそれがあること	
【流動性リスク】 中途解約できないこと。また、中途解約ができた場合でも受取額から解約手数料などが差し引かれるため、元本割れのおそれがあること	
●権利行使期限や解除できる期間の制限について	
【権利行使期限】 ある期間を過ぎると価値がゼロになる商品の場合は、その期限について	
【解除できる期間の制限】 契約を解除できないことや、一定期間は解除すると違約金が発生することについて	
重要事項の説明がなかったり、断定的判断の提供により顧客が被害を被った場合は、業者は損害賠償責任を負う	

判断能力が不十分な方の契約

契約は、申込みに対して相手が承諾することで成立します。そのため、意思能力がない方や意思表示の時点で判断能力が不十分な方が行った契約は無効となります。

例えば認知症などで判断能力が低下した場合、成年後見制度を利用することで、後見人に法律行為の代理権や取消権などの権限が与えられます。権限の範囲は必要な支援の程度によって決められています。

種類	対象となる人	後見人などの権限
法定後見	後見 判断能力が欠けている	・全ての法律行為の代理権・取消権（日常生活に関する行為を除く）
	保佐 判断能力が著しく不十分	・重要行為の同意権・取消権 ・申立により代理権（本人の同意必要）
	補助 判断能力が不十分	・申立により重要行為の一部について同意権 ・取消権および代理権（本人の同意必要）
任意後見	現在は判断能力が十分	・代理権（範囲は契約で決める）

成年年齢が変わって知ってる？

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者が契約をするときは、親権者などの同意が必要ですが、成年になれば一人で契約することができます。例えば、携帯電話の購入、クレジットカードの作成、ローンを組む、金融商品の購入といったことができるようになります。

未成年者が親権者などの同意を得ずに契約した場合、未成年者取消権により契約を取り消すことができますが、成年になると未成年者取消権がなくなります。



信託商品を 契約する前に

信託商品は、信託銀行をはじめとする信託兼営金融機関、信託会社、信託契約代理店で契約できます。「誰のために」「どういう目的で」といったことも考えながら、あなたの希望に合った信託商品を選んでみましょう。

信託を利用するときの注意点

信託銀行等が提供する信託商品も金融商品です。リスクがあることも理解したうえで、利用を検討しましょう。



実績配当の原則

信託商品は「実績配当」（運用実績に応じた配当）が原則で、信託財産によって生じる利益や損失は、契約で定められた受益者に帰属します。

財産の管理・運用・処分を信託銀行等の専門家に委ねていますが、利益が出なかったり、信託した金銭が減ってしまう可能性もあります。



元本補てん契約

金銭信託の一部には、「元本補てん契約」が付されています。「元本補てん契約」とは、信託した金銭（＝元本）を信託銀行をはじめとする信託兼営金融機関が保証する契約です。

例えば、信託銀行に信託した100万円が、運用の結果、信託の終了時に99万円に減っていた場合、減ってしまった1万円を信託銀行が補てんするという契約です。元本補てん契約が付いているかどうかは、金銭信託の約款で確認できます。



預金保険制度

預金保険制度は、金融機関が破たんした場合に顧客を保護する制度です。

元本補てん契約が付されている金銭信託は、「預金保険制度」の対象になり、万が一、金銭を信託した信託銀行をはじめとする信託兼営金融機関が破たんした場合にも、預金保険機構により、1,000万円とその利息までは保護されます。



投資は、運用がうまくいけば利益を得られますが、損失が出たり、財産が目減りすることもあります。

投資は自己責任で行わないといけないね。



顧客を保護するしくみもあるんだ。

信託した場合の税金

信託を利用する場合には、税金についても知っておく必要があります。ここでは、その一例を紹介します。

●信託と所得税 ～受益者課税の原則～

信託では、信託財産の所有権は、委託者から移転して受託者の名義になるものの、受託者は信託財産の管理・運用・処分を行うのみで、信託財産から生じる収益は受益者が受け取ります。

このように、信託財産の実質的な所有者は受益者であることから、信託財産から収益が生じた場合、実際に収益を受け取る受益者に所得税が課税されます。これを「受益者課税の原則」といいます。

※ただし、例外となる信託もありますので、詳しくはお近くの税務署などにお問い合わせください。

●信託と贈与税

委託者が財産を信託して、委託者以外の受益者に渡した場合、受益者に贈与税が課税されます。ただし、次のような信託では、委託者以外の方が受益者になりますが、贈与税は課税されません。

- 確定給付企業年金信託、年金信託
- 特定贈与信託（3,000万円あるいは6,000万円まで）
※障害の程度により限度額が異なります
- 教育資金贈与信託（1,500万円まで）
※うち、学校等以外に支払う教育資金については500万円まで
- 結婚・子育て支援信託（1,000万円まで）
※うち、結婚に関する費用については300万円まで

お客様からの信頼に応えるために

信託銀行等は、お客さまからの信頼に応えるため、さまざまな取組みを実践しています。

顧客本位の業務運営

信託銀行等では、顧客本位の業務運営に取り組み、フィデューシャリー・デューティーの実践に努めています。フィデューシャリー・デューティーとは、他者の信託に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広いさまざまな役割・責任の総称のことです。法律で定められた受託者としての責任を果たすだけでなく、より優れた業務運営に努めています。

勧誘方針の公表・実践

信託銀行をはじめとする金融機関では、金融商品の販売における「勧誘方針」を策定し、公表しています。この勧誘方針に従い、適正な勧誘を行っています。

勧誘方針（例）

- お客さまの知識、経験、財産の状況および取引の目的に照らし、商品の適切な勧誘に努めます
- お客さまに商品内容やリスクの内容などの重要な事項を説明し、十分に理解していただくよう、適切でわかりやすい説明に努めます
- お客さまに不確実なことを断定的に説明したり、事実でない情報を提供するなど、誤解を招くような勧誘は行いません
- お客さまのご迷惑とならないよう、電話や訪問による勧誘について、十分に配慮いたします
- お客さまに適切な勧誘ができるよう、商品知識の習得に努めます



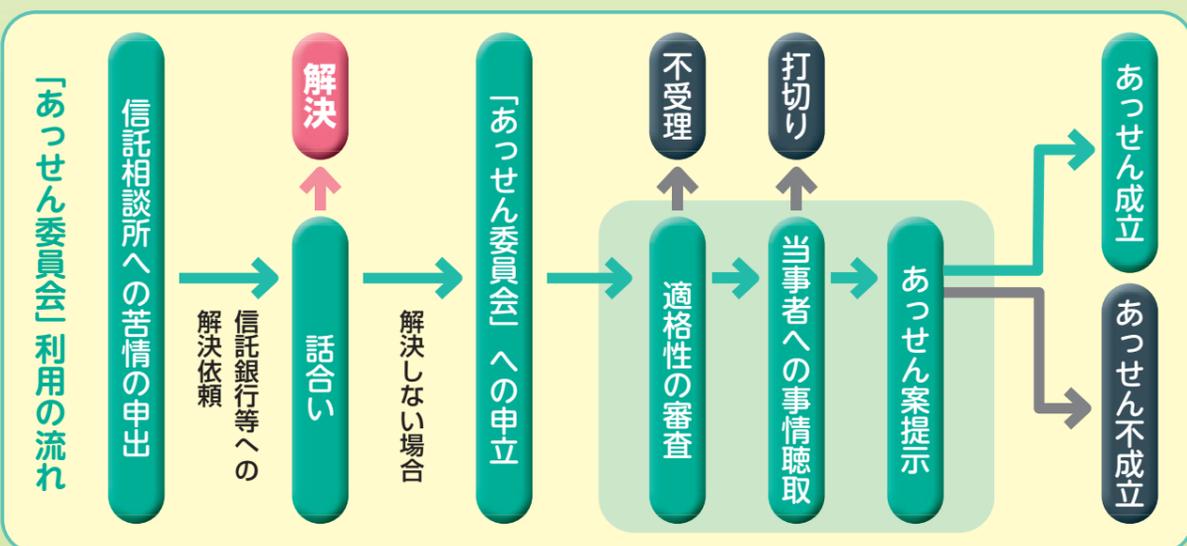
困ったことがあったら ~信託相談所~

信託協会では、信託相談所を設置し、お客さまからの信託に関する相談や苦情を受け付けています。また、金融庁から法律に基づき指定紛争解決機関の指定を受けて、信託銀行等の業務に関する苦情の解決、争いがある場合のあっせんなどを行っています。



トラブルが解決せず 困ったときには...

信託銀行等とのトラブルがなかなか解決しないときは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。
「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家などで構成される中立、公正な委員会です。



信託相談所

受付時間 午前9時～午後5時15分 (土・日・祝などの銀行の休業日を除く)

電話 0120-817-335 (フリーダイヤル)
または 03-6206-3988 (携帯電話の場合)

※相談・苦情・あっせんはすべて無料で受け付けています。

詳しくは信託協会ホームページをご覧ください。
<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/consultation/>



信託協会のご案内

信託協会の主な活動

- ① 信託に関する調査研究および資料収集
- ② 信託業務および信託事務の改善に関する調査、企画
- ③ 関係官庁等に対する提言および相互の連絡、調整
- ④ 信託の研究振興に関する企画、運営
- ⑤ 信託の社会的機能等に関する広報活動
- ⑥ 信託利用者の保護および利便性向上に関する活動
- ⑦ 相談、苦情処理および紛争解決に関する業務の企画、運営

信託協会は、信託業務を営む金融機関（信託銀行、都市銀行、地方銀行など）や信託会社が加盟する金融団体です。信託制度の発達を図り、公共の利益を増進することを目的とした活動を行っています。

信託協会のホームページでは、信託のしくみや信託商品を分かりやすくご紹介しています。

ポイント①

4つのコンテンツから、知りたい情報へ簡単にアクセス！

- 信託について
- 信託商品/活用方法
- ニュース/要望書
- 信託に関する相談窓口

ポイント②

全国へ無料で講師を派遣！ご希望のテーマに沿って、分かりやすく信託をご説明します。まずはお気軽にご相談ください！



ポイント④

「動画で学ぶ信託」で具体的な活用方法を紹介！さらに詳しく知りたい方は、各種パンフレットもご覧ください。

ポイント③

「イチから学ぶ信託」もチェック！「信託ってなに？」など、あなたの疑問を博士が解決。「楽しく学ぶ信託クイズ」にも挑戦しよう！



〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL: 03-6206-3981
<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>



やさしい信託のはなし

くらしの中の信託

「信託」は、
実は身近なところで
わたしたちのくらしを
豊かにしています。



くらしのさまざまなシーンに
関わっている「信託」について
詳しくご紹介します。



本資料は、信託制度の概要等を紹介し、
信託の普及を目的として作成しているものであり、
個別の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。

2024年2月発行